

2020年5月15日

宮城県が緊急事態宣言から除外されたことに伴う措置

文学部・文学研究科

昨日、宮城県が、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の対象から除外されました。それに伴い、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」のレベルが4から3に変更となりました。また、研究活動については、「部局主導の厳格な管理体制の下で遂行する」、「各部局は（中略）管理体制を構築し、本部新型コロナウイルス感染症対策本部の許可を受けて、実施することができる」という方針が示されました。

文学部・文学研究科では、BCPに応じたガイドラインを示し、それに則った行動をお願いしてきました。現在、上記のような状況に応じて、新しいガイドライン案を作成し、本部に申請しているところです。教員・学生の研究室等での活動の一部再開を、管理体制の整備とセットの形で認める方向です。本部の許可が出しだい、公表します。それまでは、レベル4のガイドラインに従ってください。

なお、附属図書館でも一部サービスが再開される予定です。以下をご覧ください。

<http://www.library.tohoku.ac.jp/news/2020/suito.html>

「研究室における研究活動が許可された本学教職員・本学学生」がサービスを受けられることとなります。文学研究科のガイドラインが本部に承認されれば、学生も図書館の借り出しが可能になります（学生の範囲には一定の制限がかかる可能性があります）。

以上